

令和6年第1回奥州市議会定例会付議事件

(令和6年2月16日)

- 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第8号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第9号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第1号 教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第2号 教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて
- 議案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第4号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第5号 固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて
- 議案第6号 江刺こども支援施設条例の制定について
- 議案第7号 奥州市部設置条例の一部改正について
- 議案第8号 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

- 議案第 9 号 奥州市手数料条例の一部改正について
- 議案第10号 江刺地域スポーツ広場条例の一部改正について
- 議案第11号 まえさわ介護センター条例の一部改正について
- 議案第12号 奥州市介護保険条例の一部改正について
- 議案第13号 奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について
- 議案第14号 大岳高齢者生きがいセンター条例の廃止について
- 議案第15号 江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第16号 前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 議案第17号 胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定に関し議決を求めることについて
- 議案第18号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 議案第19号 市道路線の廃止及び認定について
- 議案第20号 令和 5 年度奥州市一般会計補正予算（第14号）
- 議案第21号 令和 5 年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 議案第22号 令和 5 年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第23号 令和 5 年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第24号 令和 5 年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第25号 令和 5 年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第26号 令和 5 年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第27号 令和 5 年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 4 号）

- 議案第28号 令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第29号 令和5年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第30号 令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）
- 議案第31号 令和6年度奥州市一般会計予算
- 議案第32号 令和6年度奥州市国民健康保険特別会計予算
- 議案第33号 令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第34号 令和6年度奥州市介護保険特別会計予算
- 議案第35号 令和6年度奥州市バス事業特別会計予算
- 議案第36号 令和6年度奥州市米里財産区特別会計予算
- 議案第37号 令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第38号 令和6年度奥州市水道事業会計予算
- 議案第39号 令和6年度奥州市下水道事業会計予算
- 議案第40号 令和6年度奥州市病院事業会計予算
- 報告第1号 自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 中西 敬朗
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の中西敬朗氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐藤 美保
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の佐藤美保氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐藤 歩
生年月日 （略）

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の安倍和文氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 及川 徹
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の及川正宏氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 5 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐藤 良
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の菊地久枝氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第 6 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千葉 由美
生年月日 （略）

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の千葉由美氏は、令和 6 年 6 月 30 日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 修
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員に欠員が生じたため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 千田 布美夫
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の小野寺貢氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、後任の候補者として推薦しようとするものである。

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 初男
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

人権擁護委員の高橋初男氏は、令和6年6月30日をもって任期が満了するため、引き続き候補者として推薦しようとするものである。

議案第 1 号

教育委員会の教育長の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 勝
生年月日 （略）

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

教育委員会の教育長高橋勝氏は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期が満了するため、引き続き教育委員会の教育長として任命しようとするものである。

議案第2号

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐々木 哲也
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

教育委員会の委員吉田政氏は、令和6年3月30日をもって任期が満了するため、後任の委員として任命しようとするものである。

議案第 3 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 佐原 茂樹
生年月日 （略）

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員菊池直喜氏は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期が満了するため、新たに委員として選任しようとするものである。

議案第4号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 鈴木 敏夫
生年月日 （略）

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員高橋秀臣氏は、令和6年3月31日をもって任期が満了するため、新たに委員として選任しようとするものである。

議案第 5 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求めることについて

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 （略）
氏 名 高橋 靖
生年月日 （略）

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

固定資産評価審査委員会の委員菅原孝氏は、令和 6 年 3 月 31 日をもって任期が満了するため、新たに委員として選任しようとするものである。

議案第 6 号

江刺こども支援施設条例の制定について

江刺こども支援施設条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

多様な支援が必要な市内の不登校児童生徒、幼児及びその保護者に対し、学び及び療育の場を提供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づき、江刺こども支援施設を設置しようとするものである。

江刺こども支援施設条例

(設置)

第1条 多様な支援が必要な市内の不登校児童生徒、幼児及びその保護者に対し、学び及び療育の場を提供するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、江刺こども支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「不登校児童生徒」とは、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）

第2条第3号に規定する不登校児童生徒をいう。

2 この条例において「幼児」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第2号に規定する幼児をいう。

(名称及び位置)

第3条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
江刺こども支援施設	奥州市江刺南町4番8号

(事業)

第4条 支援施設は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 不登校児童生徒の自立支援並びにその保護者に対する相談及び助言指導に関する事業
- (2) 言語による意思疎通に課題がある幼児に対する教育措置に関する事業
- (3) 心身に障がいのある幼児又は発達に課題のある幼児及びその保護者に対する療育指導に関する事業
- (4) 幼児の発達についての専門的な相談及び発達過程のアセスメントに関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援施設の設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第5条 支援施設に所長その他必要な職員を置く。

(休所日)

第6条 支援施設の休所日は、次に掲げる日とする。ただし、奥州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第7条 支援施設の開所時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用者)

第8条 支援施設を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 市内に住所を有する不登校児童生徒、幼児及びその保護者であつて、第4条各号に掲げる事業を利用するもの

(2) 前号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(行為の禁止)

第9条 支援施設において、次に掲げる行為をしてはならない。この場合において、教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その利用を停止し、又は支援施設からの退去を命ずることができる。

(1) 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 秩序を乱し、他人に迷惑をかけること。

(3) 支援施設内及び構内（支援施設の敷地として使用している区域をいう。以下同じ。）において、喫煙し、又は指定の場所以外で飲食し、若しくは火気を使用すること。

(4) 支援施設内及び構内において、物品の販売又は金品の寄附募集等（教育委員会が特に認めるものを除く。）を行うこと。

(5) 前各号に掲げる行為のほか、支援施設の管理運営に支障を来すと認められる行為

(損害賠償等)

第10条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、教育委員会の指示するところにより、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 7 号

奥州市部設置条例の一部改正について

奥州市部設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

国民年金に関する事務を国民健康保険に関する事務と併せて健康こども部の分掌事務とすることにより、窓口の一本化を図り、市民サービスの向上に資するほか、グリーントランスフォーメーションの推進、生活用水の確保等の新しい課題に対応することを目的として各部の分掌事務を整理するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市部設置条例の一部を改正する条例

奥州市部設置条例（平成18年奥州市条例第12号）の一部を次のように改正する

。

第2条第1号中クを削り、ケをクとし、コをケとし、同条第9号に次のように加える。

カ 国民年金に関すること。

第2条第11号を次のように改める。

(11) 上下水道部

ア 個人設置浄化槽その他集合処理生活排水に関すること。

イ 生活用水に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日 提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

職員の定年延長に伴い、60 歳を超える職員が令和 6 年 4 月 1 日以降の昇給日に昇給する場合の取扱いについて定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

奥州市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年奥州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第7項中「次項」の次に「及び第9項」を加え、同条第8項中「超える職員」の次に「（次項に規定する職員を除く。）」を加え、同条中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

- 9 60歳を超える職員（規則で定める職員のうち、56歳以上の年齢で規則で定めるものを超える職員を除く。）に係る第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第23条の3中「第11項」を「第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 9 号

奥州市手数料条例の一部改正について

奥州市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 16 日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る手数料の額を定めるとともに、移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする者に係る高圧ガス製造許可申請手数料の特例措置について定めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市手数料条例の一部を改正する条例
奥州市手数料条例（平成18年奥州市条例第96号）の一部を次のように改正する

。

別表第1の1の項から5の項までを次のように改める。

1 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本、抄本又は戸籍証明書の交付手数料	1通につき	450円
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき	350円
3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証	戸籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400円

明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除かれた戸籍の謄本、抄本又は除籍証明書の交付手数料	1通につき 750円
5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明手数料	証明事項1件につき 450円

別表第1の5の項の次に次の3項を加える。

5の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円
---	---------------------	--------------------------

の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
5 の 3 戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付	届出若しくは申請の受理若しくは不受理の証明書若しくは届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書又は届書等情報の内容の証明書の交付手数料	1 通につき	350円
	法務省令で定める様式による上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明手数料	1 通につき	1,400円
5 の 4 戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供	届書その他の書類又は届書等情報の内容の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき	350円

する事務		
------	--	--

別表第4の16の項中「17の項及び29の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額」を「以下この項、17の項及び29の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円）」に改め、同表20の項中「（昭和42年法律第149号）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年3月1日から施行する。

議案第10号

江刺地域スポーツ広場条例の一部改正について

江刺地域スポーツ広場条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

地域住民の健康及び体力の増進に寄与するため設置された梁川地区屋根付ゲートボール場は、競技人口の減少及び他施設への利用転換が進んだことにより、近年利用がなく、今後の利活用も見込まれないことから、当該ゲートボール場を廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

江刺地域スポーツ広場条例の一部を改正する条例

江刺地域スポーツ広場条例（平成18年奥州市条例第140号）の一部を次のように改正する。

第2条の表梁川地区屋根付ゲートボール場の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第11号

まえさわ介護センター条例の一部改正について

まえさわ介護センター条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

まえさわ介護センターに附帯して設置している前沢訪問看護ステーションは、水沢病院訪問看護ステーションきらりに事業を集約しており、再開の見込みがないことから、これを廃止するため、本件条例を一部改正しようとするものである。

まえさわ介護センター条例の一部を改正する条例

まえさわ介護センター条例（平成18年奥州市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第5条の表前沢訪問看護ステーションの項を削る。

第6条中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事業」を「介護保険法第46条第1項の指定を受けて、同法第8条第1項に掲げる事業と一体的に行う居宅介護支援事業」に改め、同条各号を削る。

第7条第1項第1号中「及び前条第1号に掲げる事業（介護保険法第41条第1項本文の指定を受けて行う同法第8条第4項の訪問看護を行う事業及び同法第53条第1項本文の指定を受けて行う同法第8条の2第3項の介護予防訪問看護を行う事業に限る。）」を削り、「当該サービス」を「サービス」に改め、「及び附帯事業所」を削り、同項第2号中「前条第2号」を「前条」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「別表第2」を「別表」に改め、同号を同項第5号とする。

第12条第1項第1号中「第6条各号」を「第6条」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第12号

奥州市介護保険条例の一部改正について

奥州市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の段階の算定に関する基準及び保険料率を改めるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市介護保険条例の一部を改正する条例

奥州市介護保険条例（平成18年奥州市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「3万2,400円」を「2万9,400円」に改め、同項第2号中「4万5,300円」を「4万4,300円」に改め、同項第3号中「4万8,600円」を「4万4,700円」に改め、同項第6号から第8号までの規定中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第9号中「10万3,600円」を「11万100円」に改め、同号ア中「500万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「11万6,600円」を「12万3,100円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「520万円」に改め、同号イ中「係る部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第12号イ」を加え、同項第11号中「12万9,600円」を「15万5,500円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 13万6,000円

ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 14万9,000円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第7条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,400円」を「1万8,400円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,400円」を「1万8,400円」に、「2万9,100円」を「3万1,400円」に改め、同条第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「1万9,400円」を「1万8,400円」に、「4万5,300円」を「4万4,300円」に改める。

第9条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「同項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第13号まで」に改める。

附則第14項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 7 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、令和 6 年度分の保険料から適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第13号

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部改正について

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

市が岩手県競馬組合に対して貸し付けている岩手競馬経営改善推進資金の一部が同組合から繰上償還されたことに伴い、奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金の額から繰上償還された額に相当する額を減じ、もって一般会計に繰り入れるため、本件条例を一部改正しようとするものである。

奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例の一部を改正する条例
奥州市岩手競馬経営改善推進資金貸付基金条例（平成19年奥州市条例第19号）
の一部を次のように改正する。

第2条中「81億4,611万4,864円」を「81億1,448万6,543円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第14号

大岳高齢者生きがいセンター条例の廃止について

大岳高齢者生きがいセンター条例を別紙のとおり廃止するものとする。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

高齢者相互の交流を促進し、高齢者の心身の維持及び向上を図るために設置した大岳高齢者生きがいセンターは、当該センターで地域住民が行う活動を他の施設において実施することができる見込みであるため、これを廃止しようとするものである。

大岳高齢者生きがいセンター条例を廃止する条例
大岳高齢者生きがいセンター条例（平成18年奥州市条例第180号）は、廃止する。

附 則
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第15号

江刺ターミナルプラザの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

江刺ターミナルプラザの指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
江刺ターミナルプラザ
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市水沢西町1番1号
団 体 名 一般社団法人奥州市観光物産協会
代表者名 会長 菊池 達哉
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

江刺ターミナルプラザの指定管理者を指定しようとするものである。

議案第16号

前沢温泉保養交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

前沢温泉保養交流館の指定管理者を次のとおり指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
前沢温泉保養交流館
- 2 指定管理者となる団体の名称
住 所 岩手県奥州市前沢駅東三丁目4番地15
団 体 名 株式会社前沢温泉
代表者名 代表取締役 佐々木 裕
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

前沢温泉保養交流館の指定管理者を指定しようとするものである。

議案第17号

胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の
策定に関し議決を求めることについて

胆沢西部辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のと
おり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別
措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決
を求める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

奥州湖交流館の機能強化及び当該辺地に係る市道の整備を行うため、本計画を策定
しようとするものである。

総合整備計画書

岩手県 奥州市 胆沢西部辺地
(辺地の人口 1,961 人 面積 36.05km²)

1 辺地の概況

(1) 地を構成する町又は字の名称

胆沢小山字上十文字、北台、南台、丑転、下大畑平、上大畑平、北大畑平、一ノ台、萩森
中沢前長根、中沢、下中沢、西風、上一ノ台、上中沢

胆沢若柳字谷子沢、尿前、下尿前、馬留、小松谷木、天沢、市野々、下田、宮坂、林尻、萩袋、
上鹿合、下鹿合、門ヶ城、上愛宕、愛宕、横沢原、宮沢原、観音堂、下萱刈窪、慶存
上萩森、中萩森、下萩森、西風、北丑転、南丑転、堰袋、金入道、上堰袋、下堰袋、
野山田、赤剥、兎口、上土橋、堀通、野田前、土橋、堰合、上萱刈窪、中萱刈窪、
上堰、上横沢原、中横沢原、下横沢原

(2) 辺地の中心の位置 奥州市胆沢若柳字堰合 1-8

(3) 辺地度点数 110 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当辺地は、胆沢扇状地の扇頂から扇中央部に位置し、農林業を基幹産業とする集落で構成されている。

また、平成 25 年に完成した胆沢ダムのダム湖である奥州湖や奥州いさわカヌー競技場を中心に、アウトドアツーリズムの構築による交流人口の拡大を目指している。

以上の状況を踏まえ、次のとおり公共的施設の整備を必要とするもの。

(1) 奥州湖周辺でのアウトドアツーリズムによる交流人口の増加を図るため、奥州湖交流館をアウトドアツーリズムの拠点及びカヌー競技のトレーニングセンターとして機能強化する必要がある。

(2) 地域住民が利用する道路は、路面が劣化し安全な交通に支障を来していることから、市道の整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和 6 年度から令和 10 年度まで 5 年間

(単位 千円)

区分 事業主体名 施設名		事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
観光・レクリエーション施設	奥州市	262,600	0	262,600	253,100
市道	奥州市	371,322	166,934	204,388	204,300
合	計	633,922	166,934	466,988	457,400

議案第18号

財産の取得に関し議決を求めることについて

次のとおり財産を取得するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び奥州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年奥州市条例第52号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- 1 取得する目的
工業団地整備事業の用に供するため。
- 2 取得する財産（詳細別紙のとおり）
土地（合計） 65筆 面積54,527.00㎡ 取得価格187,423,760円
- 3 取得の方法
買入れ
- 4 取得の相手方
住所 （略）
氏名 （略） ほかに12名

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

広表工業団地整備事業の用に供する土地を取得しようとするものである。

別紙

所在	地番	地目	面積 (㎡)	取得価格 (円)	備考
奥州市胆沢南都田	字京徳田 14 番	田	983.00	3,194,750	
	字京徳田 15 番 1	田	622.00	2,121,020	
	字京徳田 16 番 1	田	633.00	2,158,530	
	字京徳田 17 番	田	1,007.00	3,433,870	
	字京徳田 18 番	田	978.00	3,334,980	
	字京徳田 19 番	田	1,001.00	3,253,250	
	字京徳田 20 番	田	998.00	3,073,840	
	字京徳田 21 番	田	997.00	3,668,960	
	字京徳田 22 番 1	田	546.00	2,009,280	
	字京徳田 23 番 1	田	728.00	2,482,480	
	字京徳田 24 番	田	990.00	3,375,900	
	字京徳田 25 番	田	1,015.00	3,461,150	
	字京徳田 26 番	田	1,014.00	3,295,500	
	字京徳田 27 番	田	1,001.00	3,253,250	
	字京徳田 28 番	田	983.00	3,027,640	
	字京徳田 29 番	田	1,009.00	3,279,250	
	字京徳田 30 番	田	1,008.00	3,276,000	
	字京徳田 31 番	田	971.00	2,990,680	
	字京徳田 32 番	田	1,007.00	3,272,750	
	字京徳田 33 番	田	1,002.00	3,517,020	
	字京徳田 34 番	田	1,004.00	3,524,040	
	字京徳田 73 番 1	田	567.00	2,205,630	
	字京徳田 74 番	田	990.00	3,851,100	
	字京徳田 75 番	田	1,003.00	3,901,670	
	字京徳田 76 番	田	976.00	3,513,600	
	字京徳田 77 番	田	985.00	3,546,000	
	字京徳田 78 番	田	1,000.00	3,600,000	
	字京徳田 79 番	田	990.00	3,375,900	
	字京徳田 80 番	田	996.00	3,396,360	
	字京徳田 81 番	田	997.00	3,399,770	
	字京徳田 105 番 1	田	934.00	3,184,940	
	字京徳田 106 番 1	田	957.00	3,263,370	
	字京徳田 107 番 1	田	863.00	2,942,830	
	字京徳田 108 番 1	田	777.00	2,649,570	
	字京徳田 109 番 1	田	720.00	2,800,800	
	字京徳田 110 番 1	田	641.00	2,493,490	
	字京徳田 111 番 1	田	597.00	2,322,330	
	字京徳田 112 番 1	田	507.00	1,972,230	
	字京徳田 113 番 1	田	251.00	976,390	
	字広表 128 番 1	田	590.00	2,135,800	

所在	地番	地目	面積 (㎡)	取得価格 (円)	備考
奥州市胆沢南都田	字広表 129 番 1	田	712.00	2,314,000	
	字広表 130 番	田	998.00	3,243,500	共有分計
	字広表 131 番 1	田	875.00	3,167,500	
	字広表 140 番 1	田	839.00	2,894,550	
	字広表 141 番	田	995.00	3,392,950	共有分計
	字広表 142 番	田	1,033.00	3,522,530	共有分計
	字広表 143 番 1	田	899.00	3,101,550	
	字広表 173 番 1	田	805.00	3,075,100	
	字広表 174 番 1	田	846.00	3,231,720	
	字広表 175 番	畑	990.00	2,574,000	
	字広表 176 番	田	983.00	3,027,640	
	字広表 177 番	田	1,006.00	3,269,500	
	字広表 178 番 1	田	429.00	1,394,250	
	字広表 178 番 2	畑	568.00	1,846,000	
	字広表 179 番 1	田	864.00	3,300,480	
	字広表 180 番	田	645.00	1,967,250	
	字広表 180 番 1	田	355.00	1,625,900	
	字広表 180 番 2	畑	210.00	961,800	
	字広表 195 番 4	田	63.00	288,540	
	字広表 196 番	田	973.00	3,162,250	
	字広表 197 番	田	1,038.00	3,373,500	
	字広表 198 番	田	977.00	3,302,260	
	字広表 199 番	田	1,009.00	3,410,420	
	字広表 204 番 1	田	719.00	2,480,550	
	字広表 206 番 1	田	858.00	2,960,100	
	全 65 筆計		54,527.00	187,423,760	

議案第19号

市道路線の廃止及び認定について

別冊調書のとおり市道路線の廃止及び認定をするため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

提案理由

県道一関北上線工事、開発道路の整備、利用実態に合わせた起終点の見直しなどにより市道路線の廃止及び認定をしようとするものである。

議案第20号

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第14号）

令和5年度奥州市一般会計補正予算（第14号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第21号

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）

令和5年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第22号

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

令和5年度奥州市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第23号

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）

令和5年度奥州市介護保険特別会計補正予算（第5号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第24号

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度奥州市浄化槽事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第25号

令和5年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市バス事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第26号

令和5年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）

令和5年度奥州市米里財産区特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第27号

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）

令和5年度奥州市工業団地整備事業特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第28号

令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）

令和5年度奥州市水道事業会計補正予算（第4号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第29号

令和5年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）

令和5年度奥州市下水道事業会計補正予算（第3号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第30号

令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）

令和5年度奥州市病院事業会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第31号

令和6年度奥州市一般会計予算

令和6年度奥州市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第32号

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計予算

令和6年度奥州市国民健康保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第33号

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度奥州市後期高齢者医療特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第34号

令和6年度奥州市介護保険特別会計予算

令和6年度奥州市介護保険特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第35号

令和6年度奥州市バス事業特別会計予算

令和6年度奥州市バス事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第36号

令和6年度奥州市米里財産区特別会計予算

令和6年度奥州市米里財産区特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第37号

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算

令和6年度奥州市工業団地整備事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第38号

令和6年度奥州市水道事業会計予算

令和6年度奥州市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第39号

令和6年度奥州市下水道事業会計予算

令和6年度奥州市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

議案第40号

令和6年度奥州市病院事業会計予算

令和6年度奥州市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

報告第 1 号

自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

自動車損傷事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月16日提出

奥州市長 倉 成 淳

専決第 1 号

専 決 処 分 書

奥州市江刺広瀬字川原地内における自動車損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 損害賠償及び和解の相手方

住所 （略）

氏名 （略）

2 損害賠償の額

241,258円

3 和解の内容

奥州市と相手方の過失割合を60対40とし、奥州市は、相手方に対し車両損害額402,096円のうち241,258円を支払い、相手方は、奥州市に対し車両損害額364,298円のうち145,719円を支払う。

4 損害賠償の原因

令和5年8月9日午前10時10分頃、農林部農政課の職員が運転する公用車が国道456号を東進中、農道へ鋭角に侵入するため、対向車線側へ膨らみ左折しようとした際、後続の相手方車両に接触し、双方の車両を損傷させたことによる。

令和6年1月26日

奥州市長 倉 成 淳